

特定非営利活動法人 8 days care 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 8 days care と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者、障害児者その他の援助を必要とする人々に対して、その権利擁護と尊厳ある生活を守ることに関して、地域に根差した福祉及び介護に関するサービス等を提供し、人々が安心して暮らすことが出来る社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (7) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (8) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (12) 自費による介護事業
- (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は徴収しないこととする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会員の除名

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別で定めるもののほか、次の掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 雜則

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載を行う。

(施行細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 相原 常彦
副理事長 宗 泰三
理 事 吉田 清
監 事 五島 博行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 8 days care

1 事業活動方針

地域に根差した福祉及び介護に関するサービスの提供を行い高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）

- ・内 容 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民100人
- ・支出見込額 3,000,000円

② 介護保険法に基づく居宅サービス事業業

- ・内 容 介護保険法に基づく居宅サービス事業を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民100人
- ・支出見込額 30,000,000円

③ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ・内 容 介護保険法に基づく介護予防サービス事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ・内 容 介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑤ 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業

- ・内 容 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑥ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 1,000,000円

⑦ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑧ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑨ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ・内 容 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑪ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ・内 容 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑫ 自費による介護事業

- ・内 容 自費による介護事業
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

令和7年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 8 days care

1 事業活動方針

地域に根差した福祉及び介護に関するサービスの提供を行い高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）

- ・内 容 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民100人
- ・支出見込額 3,000,000円

② 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ・内 容 介護保険法に基づく居宅サービス事業を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民100人
- ・支出見込額 30,000,000円

③ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ・内 容 介護保険法に基づく介護予防サービス事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ・内 容 介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑤ 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業

- ・内 容 介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑥ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 1,000,000円

⑦ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑧ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑨ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業

- ・内 容 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を行うための準備を行う。
- ・日 時 通年
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑩ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ・内 容 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ・日 時 令和5年度から
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑪ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ・内 容 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ・日 時 令和5年度から
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

⑫ 自費による介護事業

- ・内 容 自費による介護事業
- ・日 時 令和5年度から
- ・場 所 神奈川県内（主に横浜市内）
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 一般市民50人
- ・支出見込額 0円

活動予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 8dayscare
(単位:円)

		金額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
4. 事業収益		
事業収益	36,000,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	65,000	
.....	0	
経常収益計		36,065,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	19,500,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	19,500,000	
(2) その他経費		
交際費	100,000	
旅費交通費	630,000	
車両費	2,000,000	
通信費	300,000	
消耗品費	1,600,000	
広告宣伝費	100,000	
事務費	350,000	
減価償却費	2,100,000	
保険料	1,200,000	
雑費	110,000	
租税公課	210,000	
修繕費	1,800,000	
その他	4,000,000	
その他経費計	14,500,000	
事業費計		34,000,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		34,000,000
当期経常増減額		2,065,000

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			0
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額		36,065,000	
前期繰越正味財産額		4,148,097	
次期繰越正味財産額		40,213,097	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 8dayscare
(単位:円)

		金額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
4. 事業収益		
事業収益	36,000,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	65,000	
.....	0	
経常収益計		36,065,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	19,500,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	19,500,000	
(2) その他経費		
交際費	100,000	
旅費交通費	630,000	
車両費	2,000,000	
通信費	300,000	
消耗品費	1,600,000	
広告宣伝費	100,000	
事務費	350,000	
減価償却費	2,100,000	
保険料	1,200,000	
雑費	110,000	
租税公課	210,000	
修繕費	1,800,000	
その他	4,000,000	
その他経費計	14,500,000	
事業費計		34,000,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		34,000,000
当期経常増減額		2,065,000

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額		2,065,000	
前期繰越正味財産額		6,213,097	
次期繰越正味財産額		8,278,097	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。